

四街道市公告第86号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画を変更したので、同法第19条第8項の規定により地域計画を公告する。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月23日

四街道市長 鈴木 陽介

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - ・地域計画（亀崎地区、物井地区及び四街道中部地区）
 - ・目標地図（亀崎地区、物井地区及び四街道中部地区）

- 2 縦覧場所
 - ・四街道市役所地域共創部産業振興課
 - ・市ホームページ